

○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり業務提案書の提出を招請するので公告する。

令和 7 (2025) 年 7 月 4 日

栃木県栃木土木事務所長 齋藤 勇作

1 業務概要

(1) 業務名

道路及び河川等維持管理統合業務委託

(2) 履行場所

一般国道 293 号外 栃木市外

(3) 業務内容

本業務は、栃木県栃木土木事務所管内における次に掲げる道路及び河川等の維持管理業務（ただし、1 件あたりの指示業務金額が 400 万円以下のものに限る。）を委託するものである。なお、数量については管理対象施設全体を記載しており、実際に維持管理業務が発生する路線数等とは異なる場合もある。

ア 道路維持管理業務	一般国道 293 号外	計 74 路線 (L=503km)
イ 河川維持管理業務	一級河川思川外	計 23 河川 (L=203km)
ウ 砂防施設等維持管理業務	梅ヶ入沢外	計 116 箇所 (A=374ha)
エ 道路及び河川等維持管理業務		1 式
オ 道路パトロール業務		1 式
カ 排水ポンプ車による緊急排水作業	1 式（発注事務所管外における作業を含む）	

(4) 履行期間

令和 7 (2025) 年 10 月 1 日 (水) から令和 8 (2026) 年 10 月 31 日 (土) までとする。

(5) 発注形式

単体とする。

2 入札参加資格の条件

(1) 次の要件をすべて満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。
- イ 栃木県の建設工事入札参加資格のうち土木一式工事の認定を受けている者であること。
- ウ 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- エ 栃木県内に建設業法に基づく主たる営業所（本社又は本店）を有すること。

(2) 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

- ア 平成 22 (2010) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 15 年間のうち栃木県内で国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市町村発注の道路及び河川等維持管理統合業務（以下「維持管理統合業務」という。）、道路維持管理業務又は河川砂防施設維持管理業務を元請けとして受注した実績があること。なお、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合（以下「事業協同組合」という。）が参加しようとする場合には、その組合員たる一事業者の実績で可とする。

イ 本業務の配置予定者として、主任技術者（建設業法第 26 条に規定する「主任技術者」又は「監理技術者」をいう。以下同じ。）を専任で 1 名配置できる者であること。（ただし、栃木県栃木土木事務所が発注し、現在履行中の維持管理統合業務における配置技術者の兼任は可とする。）

3 業務提案書の提出者を選定するための基準

2 に示す入札参加資格要件の全てを満たすものであること。

4 業務提案書を特定するための評価基準

（1）主任技術者の業務経歴

維持管理統合業務、道路維持管理業務又は河川砂防施設維持管理業務の実績

（2）事業者の業務経歴

維持管理統合業務、道路維持管理業務又は河川砂防施設維持管理業務の実績

（事業協同組合の場合は、その組合員たる一事業者の実績で可とする。）

（3）業務の実施方針及び手法

特定テーマに対する提案の内容

5 手続等

（1）担当部署

〒328-8504 栃木県栃木市神田町 6-6 栃木県栃木土木事務所保全部

電話 0282-23-3437 FAX 0282-23-3544

（2）説明書の配布期間及び場所

令和 7（2025）年 7 月 4 日（金）から令和 7（2025）年 7 月 16 日（水）まで

（栃木県の休日に関する条例第 2 条に規定する県の休日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時までとする。）

〒328-8504 栃木県栃木市神田町 6-6 栃木県栃木土木事務所管理部総務課

電話 0282-23-3433 FAX 0282-23-3544

（3）参加表明書の提出期限及び方法

ア 令和 7（2025）年 7 月 16 日（水）午後 4 時までとする。

イ 持参による。

（4）業務提案書の提出期限及び方法

ア 令和 7（2025）年 8 月 1 日（金）午後 4 時までとする。

イ 持参による。

6 その他

（1）業務委託契約書

業務委託契約書の作成を要する。

（2）詳細は道路及び河川等維持管理統合業務委託説明書による。